

# 令和5年2月議会

## 議案説明資料

	ページ
<b>○予算議案</b>	
1 令和5年2月 補正予算案 経済観光文化局集計表 . . . . .	1
2 議案第1号 令和4年度福岡市一般会計補正予算案（第6号） . . . . .	3
<b>○条例議案</b>	
3 議案第13号 福岡市生の松原元寇防塁駐車場条例案について . . . . .	15
<b>○一般議案</b>	
4 議案第18号 福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業に係る契約の一部変更について . . . . .	19
5 議案第16号 福岡市拠点文化施設等に係る指定管理者の指定の一部変更について . . . . .	23

経済観光文化局

# 1 令和5年2月 補正予算案 経済観光文化局集計表

## (1) 一般会計補正予算案(第6号)

(単位:千円)

補正前の額 (A)					
歳入	歳出	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	市債	その他	
215,252,053	229,908,064	8,634,595	560,000	206,057,458	14,656,011

(単位:千円)

補正額 (B)					
歳入	歳出	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	市債	その他	
753,849	940,236	794,612	—	△40,763	186,387

(単位:千円)

補正後 (C) : (A)+(B)					
歳入	歳出	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	市債	その他	
216,005,902	230,848,300	9,429,207	560,000	206,016,695	14,842,398



## 2 議案第1号 令和4年度 福岡市一般会計

( 歳 入 )

予算案 説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
7	(19) 国庫支出金 2. 国庫補助金	12. 緊急経済対策費 国庫補助金	3,928,340	794,612	4,722,952
10	(25) 諸収入 11. 受託事業収入	5. 経済観光文化費 受託事業収入	297,163	△40,763	256,400
その他の科目 (本補正外)			211,026,550	—	211,026,550
歳入 合計			215,252,053	753,849	216,005,902

## 補正予算案（第6号）＜経済観光文化局所管分＞

説 明	
	千円
1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加	794,612
1. 埋蔵文化財発掘調査受託収入の減額	△40,763

## ( 歳 出 )

予算案 説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
24 ↳ 25	(7) 経済観光文化費  1. 商工費	2. 商工業振興費	14,117,911	794,612	14,912,523
26 ↳ 27	2. 観光費	1. 観光費	3,010,901	214,656	3,225,557
26 ↳ 27	3. 文化費	1. 文化振興費	2,780,514	△28,269	2,752,245
		3. 文化財費	2,442,378	△40,763	2,401,615
その他の科目 (本補正外)			207,556,360	—	207,556,360
歳出 合計			229,908,064	940,236	230,848,300

**説 明**

千円

○ 経済支援策の追加 794,612

	事業	補正前の額	補正額	計
P12	全市版プレミアム付商品券事業	1,095,778	471,180	1,566,958
P13	商店街プレミアム付商品券事業	122,132	323,432	445,564

関連歳入

(19)国庫支出金

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

794,612

○ 観光振興基金積立金の追加 214,656

	事業	補正前の額	補正額	計
	観光振興基金積立金	1,218	214,656	215,874

○ 契約の一部変更に伴う拠点文化施設整備事業の減額 △28,269

	事業	補正前の額	補正額	計
	拠点文化施設整備事業	58,280	△28,269	30,011

○ 開発事業者の計画変更に伴う埋蔵文化財受託調査費の減額 △40,763

	区分	補正前の額	補正額	計
	給与費等(会計年度任用職員)	174,119	△23,049	151,070
	受託調査費	118,040	△17,714	100,326
	計	292,159	△40,763	251,396

関連歳入

(25)諸収入

埋蔵文化財発掘調査受託収入

△40,763

(繰越明許費)

予算案 説明書 ページ	款	項	目	事業名
114 5 115	(7) 経済観光文化費	1. 商 工 費	2. 商工業振興費	経営相談・助言及び 資金供給の円滑化
116 5 117				商店街の振興
		2. 観 光 費	1. 観 光 費	九州のゲートウェイ 都市機能強化
		3. 文 化 費	1. 文化振興費	文化施設費
	3. 文化財費		埋蔵文化財調査費	



関係予算額	繰越額		繰越事由
	補正前	補正後	
千円 9,653,374	千円 —	千円 3,394,979	事業実施期間の都合により、年度内に完了しないため。  (繰越の内容) ・全市版プレミアム付商品券事業 ・燃料費等高騰の影響を受けた事業者支援
474,951	—	323,432	事業実施期間の都合により、年度内に完了しないため。  (繰越の内容) ・商店街プレミアム付商品券事業
1,874,903	—	17,719	納期の都合により、年度内に完了しないため。  (繰越の内容) ・MICE施設 Wi-Fi設備更新工事等
1,280,163	—	18,773	工期の都合等により、年度内に完了しないため。  (繰越の内容) ・福岡サンパレス Wi-Fi設備更新工事等
1,223,906	—	1,037,040	関係者との協議に日時を要し、年度内に完了しないため。  (繰越の内容) ・史跡元寇防塁(箱崎地区)の史跡地の公有地化

(債務負担行為)

予算案 説明書 ページ	事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額	
			期 間	金 額
130 5 131	福岡市拠点文化施設整備事業 及び須崎公園再整備事業	千円  総額1,406,270千円に金利変動による増加額を加算した額を限度とする事業費並びにこれに対する消費税及び地方消費税の合計額相当額	—	千円  —

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源又は 当該事業財源
		国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円
令和21年度	総額1,406,270千円に金利変動による増加額を加算した額を限度とする事業費並びにこれに対する消費税及び地方消費税の合計額相当額	—	—	—	総額1,406,270千円に金利変動による増加額を加算した額を限度とする事業費並びにこれに対する消費税及び地方消費税の合計額相当額

## コロナ禍における原油価格・物価高騰対策について

### 1 基本的な考え方

- 本市経済については、社会経済活動の正常化が進みつつあるが、世界的な原油価格・物価高騰の影響が広がっている。
- 原油価格・物価高騰については、国により全国的な対策が実施されていることから、市は、国等の対策を補完するため、市内事業者が国の補助等をしっかりと活用できるよう情報発信や申請支援を実施するとともに、当初予算等に計上した「売上の増加」や「生産性の向上」など、物価等の高騰対策に資する諸事業に加え、令和4年6月及び9月補正において、市内需要の喚起や新たな融資制度の創設による資金繰り支援、高騰した燃料費及び光熱費に対する支援を実施している。
- これらの事業を着実に推進するのに加え、県と連携したプレミアム付商品券の発行支援により、更なる市内需要の喚起を図る。  
また、燃料費等高騰の影響を受けた事業者支援を拡充し、国の支援と合わせて事業者を切れ目なく支援するなど、引き続き、市内中小企業の事業継続や雇用を支えていく。

### 2 支援策

- (1) 全市版プレミアム付商品券事業
- (2) 商店街プレミアム付商品券事業
- (3) 燃料費等高騰の影響を受けた事業者支援（令和4年9月補正）

### 3 支援策の概要

#### (1) 全市版プレミアム付商品券事業 【商工費 793,979 千円】

※うち今回の補正額 471,180 千円

##### ア. 事業概要

域内経済の活性化に向けた消費喚起の取組として、福岡商工会議所、早良商工会及び志賀商工会が共同で実施する全市版プレミアム付電子商品券事業を支援するもの。

##### イ. 対象事業者

福岡商工会議所、早良商工会及び志賀商工会

##### ウ. 支援内容

- 発行予定額 6,000,000千円
- 販売予定額 5,000,000千円
- 市の支援額 793,979千円
  - 〔 プレミアム分 500,000千円 〕
  - 〔 事務経費等 293,979千円 〕
- プレミアム率 販売額の20%（福岡県10%、福岡市10%）
- 利用可能店舗数 約7,000店舗 ※市内の希望する店舗
- 販売対象 市内居住者、市内への通勤者または通学者及び観光客等  
※市内居住者を優先
- 利用期間 令和5年6月中旬頃から12月中旬頃

##### エ. スケジュール

- 令和5年4月中旬頃 利用可能店舗募集・登録
- 5月下旬頃 第1回予約受付（福岡市民・抽選）
- 6月中旬頃 商品券利用開始
- 6月下旬頃 第2回予約受付（一般・抽選）
- 12月中旬頃 利用期間終了

## (2) 商店街プレミアム付商品券事業 【商工費 323,432 千円】

### ア. 事業概要

身近な地域や市民を対象とした経済活動を促進し、段階的に域内の消費回復に取り組むために、商店街のプレミアム付商品券発行を支援するもの。

### イ. 対象事業者

市内商店街組織等

### ウ. 支援内容

- 販売予定額 3,011,400 千円
- 市の支援額 323,432 千円
  - 〔 プレミアム分 301,630千円 〕
  - 〔 事務経費等 21,802千円 〕
- プレミアム率 販売額の 20% (福岡県 10%、福岡市 10%)
- 発行団体予定数 50 団体

### エ. スケジュール

- 令和 5 年 3 月 申請受付開始
- 4 月以降 商品券の販売・使用開始

(3) 燃料費等高騰の影響を受けた事業者支援 【商工費 2,601,000 千円 (繰越明許費のみ)】

※令和4年9月補正額 3,006,000 千円

ア. 事業概要

原油価格・物価高騰により影響を受けた市内中小企業等の事業継続と雇用を支えるため、令和4年9月補正予算で実施している燃料費及び光熱費の価格高騰分の一部の助成について、事業内容を拡充するもの。

イ. 拡充内容

	現行制度	拡充案																												
対象期間	令和4年4～9月 (6カ月)	令和4年4～12月 (9カ月)																												
支援対象者	6カ月間で 影響額が10万円以上	9カ月間で 影響額が5万円以上																												
支援内容	影響額の1/2 上限20万円	影響額の1/2 上限60万円																												
上昇した 金額 (単価)	<table> <tr> <td>電気</td> <td>3.6 円/kwh</td> </tr> <tr> <td>都市ガス</td> <td>40 円/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>ガソリン</td> <td rowspan="4">} 18 円/L</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> </tr> <tr> <td>重油</td> </tr> <tr> <td>灯油</td> </tr> <tr> <td>LPガス</td> <td>70 円/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>オートガス</td> <td>32 円/L</td> </tr> </table>	電気	3.6 円/kwh	都市ガス	40 円/m <sup>3</sup>	ガソリン	} 18 円/L	軽油	重油	灯油	LPガス	70 円/m <sup>3</sup>	オートガス	32 円/L	<table> <tr> <td>電気</td> <td>6.8 円/kwh</td> </tr> <tr> <td>都市ガス</td> <td>60 円/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="2">※上記は令和4年10月分から改定</td> </tr> <tr> <td>ガソリン</td> <td rowspan="4">} 18 円/L</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> </tr> <tr> <td>重油</td> </tr> <tr> <td>灯油</td> </tr> <tr> <td>LPガス</td> <td>70 円/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>オートガス</td> <td>32 円/L</td> </tr> </table>	電気	6.8 円/kwh	都市ガス	60 円/m <sup>3</sup>	※上記は令和4年10月分から改定		ガソリン	} 18 円/L	軽油	重油	灯油	LPガス	70 円/m <sup>3</sup>	オートガス	32 円/L
電気	3.6 円/kwh																													
都市ガス	40 円/m <sup>3</sup>																													
ガソリン	} 18 円/L																													
軽油																														
重油																														
灯油																														
LPガス	70 円/m <sup>3</sup>																													
オートガス	32 円/L																													
電気	6.8 円/kwh																													
都市ガス	60 円/m <sup>3</sup>																													
※上記は令和4年10月分から改定																														
ガソリン	} 18 円/L																													
軽油																														
重油																														
灯油																														
LPガス	70 円/m <sup>3</sup>																													
オートガス	32 円/L																													

ウ. スケジュール

令和5年3月上旬頃 申請受付開始

3月中旬頃 支援金支給開始

### 3 議案第 13 号

#### 福岡市生の松原元寇防塁駐車場条例案について

議案番号	第 13 号
名 称	福岡市生の松原元寇防塁駐車場条例案
理 由	この条例案を提出したのは、歴史的な観光資源である史跡元寇防塁への集客促進を図り、もって本市の歴史及び文化の周知並びに観光の振興に資するため、福岡市生の松原元寇防塁駐車場を設置する必要があるによる。
条例案の内容	<b>総則（第 1 条）</b> 設置  <b>施設の利用（第 2 条～第 11 条）</b> 利用の対象、利用時間、駐車料金、料金の不徴収、料金の徴収時期、料金の不還付、駐車拒否、禁止行為、休止、損害賠償  <b>雑則（第 12 条）</b> 委任
施行期日	規則で定める日



## 福岡市生の松原元寇防塁駐車場条例案

### (設置)

第1条 歴史的な観光資源である史跡元寇防塁への集客促進を図り、もって本市の歴史及び文化の周知並びに観光の振興に資するため、福岡市生の松原元寇防塁駐車場（以下「駐車場」という。）を福岡市西区小戸五丁目及び生の松原一丁目に設置する。

### (利用の対象)

第2条 駐車場の利用の対象となる車両は、自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第3条に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をいう。以下同じ。）とする。

### (利用時間)

第3条 駐車場の利用は、1年を通じて終日行うことができるものとする。

### (駐車料金)

第4条 駐車場の駐車料金（以下「料金」という。）の額は、1台1回1時間までごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において規則で定める。

- (1) 法第3条に規定する大型自動車及び中型自動車 1,000円
- (2) 法第3条に規定する準中型自動車及び普通自動車 100円

### (料金の不徴収)

第5条 次の各号のいずれかに該当する自動車による駐車場の利用の場合においては、料金を徴収しない。

- (1) 法第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 駐車場の付近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する自動車
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める自動車

### (料金の徴収時期)

第6条 料金は、駐車場を利用した者が出庫するときに徴収する。

### (料金の不還付)

第7条 既納の料金は、還付しない。

### **(駐車の拒否)**

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の利用を拒否することができる。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。

### **(禁止行為)**

第9条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車による駐車場の利用を妨げること。
- (2) 駐車場の施設又は設備を汚染し、又は破損すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為

### **(休止)**

第10条 市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の供用を休止することができる。この場合において、市長は、駐車場の見やすい箇所にその旨を掲示しなければならない。

### **(損害賠償)**

第11条 駐車場の施設又は設備その他の物件をき損し、又は滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。

### **(委任)**

第12条 この条例に定めるもののほか、駐車場の管理について必要な事項は、規則で定める。

### **附 則**

この条例は、規則で定める日から施行する。

<参考>



福岡市生の松原元寇防塁駐車場位置図

#### 4 議案第 18 号

##### 福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業に係る契約の一部変更について

議案番号	第 18 号
契約件名	福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業
理 由	福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業において、地球温暖化対策の強化を図り、及び新型コロナウイルス感染症対策を講じるため要求水準を変更したこと等に伴い、当該事業に係る契約の契約価額及び履行期間を変更する必要が生じたので、議会の議決を求めるもの。
原契約日	令和 2 年 6 月 23 日
契約の相手方	福岡市博多区博多駅東二丁目 1 番 23 号 5 階 日本管財株式会社内 株式会社 福岡カルチャーベース
事業内容	福岡市拠点文化施設及び須崎公園の設計、建設及び工事監理、開業準備並びに維持管理及び運営に関する業務
契約変更価額	○変更後 25,207,599,351 円。ただし、需要、物価又は金利の変動等により増減が生じることがある。  〔 ○元議決 22,876,209,168 円。ただし、需要、物価又は金利の変動等により増減が生じることがある。 〕  (参考) 需要、物価又は金利の変動等により変更した 令和 4 年 10 月 11 日現在の契約価額は、23,864,897,504 円である。
履行場所 (事業用地)	福岡市中央区天神五丁目 6 番から 9 番まで
変更履行期間 (事業期間)	○変更後 令和 2 年 6 月 23 日から令和 22 年 3 月 31 日まで  〔 ○元議決 令和 2 年 6 月 23 日から令和 21 年 3 月 31 日まで 〕



## 福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業に係る契約の一部変更について

### 1 事業契約の変更理由

地球温暖化対策の強化、新型コロナウイルス感染症対策の実施による要求水準の変更等に伴い、本事業に係る履行期間やサービス対価を変更する必要性が生じたもの。

※サービス対価・・・契約履行の対価として、市が事業者を支払う施設整備費や維持管理・運営費等の総称

### 2 要求水準変更に係る内容

#### (1) 地球温暖化対策

- ・省エネ対策（ZEB Ready（一次消費エネルギー50%削減）の評価書の取得）
- ・再生可能エネルギーの利用促進（太陽光発電設備の導入）
- ・脱ガソリン車への切換えに向けたEV充電設備の設置
- ・木材利用の促進（大ホールやエントランスホールの内装木質化）

#### (2) 新型コロナウイルス感染症対策

- ・エレベーターボタンの非接触化、座席の抗菌加工など

### 3 工期等変更内容

		変更前	変更後
設計・建設期間	拠点文化施設及び 須崎公園（1期）	契約締結日から 令和6年1月	契約締結日から 令和7年3月まで
	須崎公園（2期）	契約締結日から 令和8年3月まで	契約締結日から 令和9年3月まで
開業準備期間	—	令和4年4月1日から 令和6年3月	令和4年4月1日から 令和7年3月
供用開始日	拠点文化施設及び 須崎公園（1期）	令和6年3月	令和7年3月
	須崎公園（2期）	令和8年3月まで	令和9年3月まで
維持管理・ 運営期間	拠点文化施設及び 須崎公園（1期）	供用開始日から 令和21年3月31日	供用開始日から 令和22年3月31日
	須崎公園（2期）	供用開始日から 令和21年3月31日	供用開始日から 令和22年3月31日

#### 4 サービス対価増減額

##### (1) 増減額

1,342,701,847円（税込）の増加

##### (2) 内訳

①施設整備の対価の増加	1,462,400,605円
（地球温暖化対策に伴う増加	1,384,742,213円
新型コロナウイルス感染症対策に伴う増加	77,658,392円
②維持管理・運営の対価の増加	
地球温暖化対策に伴う増加	17,241,143円
③光熱水費の対価の減少	
地球温暖化対策に伴う減少	▲136,939,901円

（税込）

	変更前	増減額	変更後
施設整備の対価 （サービス対価 A）	19,556,395,174円	1,462,400,605円	21,018,795,779円
開業準備の対価 （サービス対価 B）	157,715,800円	0円	157,715,800円
維持管理・運営の対価 （サービス対価 C）	2,647,966,530円	17,241,143円	2,665,207,673円
光熱水費の対価 （サービス対価 D）	1,502,820,000円	▲136,939,901円	1,365,880,099円
合計	23,864,897,504円	1,342,701,847円	25,207,599,351円

#### <参考> これまでの契約価額の改定について

本契約は長期契約による福岡市と事業者との公平なリスク分担等を目的として、需要、物価又は金利の変動等により契約価額の改定を行うこととしている。

#### 【改定実績】

改定日	増減額	改定後の契約総額	増減理由
元議決	—	22,876,209,168円	—
令和4年10月11日	988,688,336円	23,864,897,504円	物価変動

## 5 議案第16号

### 福岡市拠点文化施設等に係る指定管理者の指定の一部変更について

議案番号	第16号
名 称	福岡市拠点文化施設等に係る指定管理者の指定の一部変更について
理 由	福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業に係る契約の一部変更に伴い、福岡市拠点文化施設及び須崎公園の指定管理者の指定に係る期間を変更する必要性が生じたので、議会の議決を求めるもの。
内 容	指定管理者の指定に係る期間について、 「令和4年4月1日から令和21年3月31日まで」を 「令和4年4月1日から令和22年3月31日まで」に変更する。

#### 【参考】元議決の内容（令和2年議案第135号）

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設  
福岡市拠点文化施設及び須崎公園
- 2 指定管理者に指定する者  
福岡市博多区博多駅東二丁目1番23号5階日本管財株式会社内  
株式会社 福岡カルチャーベース
- 3 指定する期間  
令和4年4月1日から令和21年3月31日まで